

告 示

埼玉県告示第二百五十九号

測量計画機関である国土交通省都市局都市政策課から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和五年三月十日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

国土交通省都市局都市政策課

二 作業種類

公共測量（三次元都市モデル作成）

三 作業地域

蓮田市

四 作業期間

令和五年二月二十日から令和五年三月二十二日まで